

家畜人工授精に関する講習会の開催について（公告）

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年 7 月 2 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 期間

平成25年 8 月 19日から 9 月 11日まで

2 場所

新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校

3 対象となる家畜の種類

牛

4 受講手続

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年新潟県告示第1155号）第 6 条の規定による受講願に履歴書を添え、8 月 9 日までに所轄の家畜保健衛生所へ提出すること。

5 受講人数

10人程度

6 受講資格

家畜人工授精師の免許を受けようとする者で、家畜改良増殖法第17条第 2 項各号の規定に該当しない者

7 受講経費

テキスト等教材費20,000円程度（その他交通費等実費）